

○名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等の一部改正について

(平成14年3月15日)

(医薬発第0315004号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知)

名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については、平成13年3月29日医薬発第270号厚生労働省医薬局長通知「名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について」(以下「局長通知」という。)により示したところであるが、今般、「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分(平成12年厚生省告示第332号)」の改正に伴い、局長通知の別表の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 I欄「チオ乳酸塩類」及びII欄「チオ乳酸アンモニウム」「チオ乳酸モノエタノールアミン」を追加する。

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (III欄の別名又は略称)
68チオ乳酸塩	チオ乳酸アンモニウム チオ乳酸モノエタノールアミン		

- 2 I欄「塩化ラウリルトリメチルアンモニウム」の別名を「ラウリルトリモニウムクロリド」に訂正する。